

「輸出監督管理倉庫及び保管貨物に関する 管理弁法(和文仮訳)」

2005年12月15日

日本貿易振興機構(ジェトロ) 上海センター 編

※ 本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈等をできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報等の正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。
なお、中国政府が発表した原文については、法令名をクリックすることをご参照いただけます。

中華人民共和国税関 輸出監督管理倉庫及び保管貨物に関する管理弁法

税関総署令第 133 号

第一章 総則

第一条 税関の輸出監督管理倉庫及び保管貨物に関する管理を規範するため、『中華人民共和国税関法』とその他の関連法規、行政法規に基づき、本弁法を制定する。

第二条 本弁法で称する輸出監督管理倉庫とは、税関の批准を経て設立され、既に輸出通関手続きを行った貨物に対し、保管、保税物流配送、流通性付加価値サービスを提供する税関専用監督管理倉庫を指す。

第三条 輸出監督管理倉庫の設立、経営管理及び輸出監督管理倉庫に保管する貨物の管理に対して本弁法を適用する。

第四条 輸出監督管理倉庫は、輸出配送型倉庫と国内結転(転廠)型倉庫に分ける。

輸出配送型倉庫とは、実際国境を目的とした輸出貨物を保管する倉庫を指す。

国内結転(転廠)型倉庫とは、国内結転(転廠)を行う輸出貨物を保管する倉庫を指す。

第五条 輸出監督管理倉庫の設立は、区域の物流発展と税関の輸出監督管理倉庫の配置に対する要求に合致し、国家土地管理、計画、交通、消防、安全、環境保護などの法律、行政法規の規定に合致しなければならない。

第六条 輸出監督管理倉庫の設立は、輸出管理監督倉庫所在地の主管税関が受理し、直属税関に報告して審査批准を行う。

第七条 税関の批准を経て、輸出監督管理倉庫では下記の貨物を保管することができる。

- (一) 一般貿易輸出貨物
- (二) 加工貿易輸出貨物
- (三) その他の税関特殊監督管理区域、場所から転入された輸出貨物
- (四) 輸出配送型倉庫は輸出貨物を混載(原文:「?装」)するための輸入貨物、及び輸出監督管理倉庫貨物の包装を取り替えるための輸入包装物品材料を保管することができる。
- (五) その他のすでに税関輸出手続きを行った貨物。

第八条 輸出監督管理倉庫は下記の貨物を保管してはならない。

- (一) 国家が出入国を禁止する貨物
- (二) 批准を経ていない国家出入国制限貨物
- (三) 税関規定で保管してはならないその他の貨物。

第二章 輸出監督管理倉庫の設立

第九条 輸出監督管理倉庫を設立申請する経営企業は、次の条件を具備しなければならない。

- (一) すでに工商行政管理部門で登記登録を行い、企業法人の資格を有すること
- (二) 輸出入経営権と倉庫保管経営権を有すること
- (三) 登記資本が 300 万人民币元以上であること
- (四) 税関に税金を納付する能力があること
- (五) 専用の貨物保管場所を有し、そのうち輸出配送型倉庫の面積は 5000 平方メートル、国内結転(転廠)型倉庫の面積は 1000 平方メートルを、それぞれ下回ってはならない。

第十条 企業は、輸出監督管理倉庫を設立申請する場合、倉庫所在地主管税関に以下の書面資料と証明を提出しなければならない。

- (一) 「輸出管理監督倉庫申請書」
- (二) 「輸出監督管理倉庫申請事項表」
- (三) 輸出監督管理倉庫企業を設立申請する申請報告及び F/S 報告
- (四) 輸出監督管理倉庫を設立申請する企業の成立批准文及び関連主管部門が関連業務の展開を批准した批准書類のコピー
- (五) 輸出管理監督倉庫を設立申請する企業の工商営業許可証と税務登記証のコピー
- (六) 輸出管理監督倉庫を設立申請する企業の「輸出入貨物の荷受/荷発人登記登録証書」或いは「通関手続き企業登記登録証書」のコピー
- (七) 輸出監督管理倉庫場所の土地使用権証明書類或いは倉庫を借用する借用合意書のコピー
- (八) 倉庫地理位置見取図及び平面図。

第十一条 税関は『中華人民共和国行政許可法』と『中華人民共和国税関の「中華人民共和国行政許可法」実施弁法』の規定に基づき、輸出監督管理倉庫の設立申請について受理、審査を行う。条件に合致する場合は、輸出監督管理倉庫の設立を許可する行政許可を決定し、批准文書を発行する。条件に合致しない場合は、輸出管理監督倉庫の設立を批准しない行政許可を決定し、書面で申請企業に通知する。

第十二条 輸出監督管理倉庫の設立申請を行う企業は、税関が批准文書を発行した日から 1 年以内に税関に輸出監督管理倉庫の検査を申請しなければならない。

検査申請では以下の条件に合致しなければならない。

- (一) 本弁法第九条第(五)項規定の条件合致すること
- (二) 税関監督管理要求に合致する安全隔離施設、監督管理施設や手続き業務に必要なその他の施設を有すること
- (三) 税関監督管理要求に合致するコンピューター管理システムと税関とのネットワークを具備すること
- (四) 輸出監督管理倉庫の定款、機構設置、倉庫設備及び帳簿管理や会計制度などの倉庫管理制度を確立していること

- (五) 自社倉庫の場合は、輸出監督管理倉庫の財産権証明を有すること。倉庫を借用する場合は、賃貸期限 5 年以上の賃借契約を有すること
- (六) 消防検査に合格していること。

企業は、正当な理由がなく期限が過ぎても検査を申請しない或いは検査で不合格であった場合、当該輸出監督管理倉庫の批准文書は自動的に効力を失う。

第十三条 輸出監督管理倉庫の検査合格後、直屬税関の登記登録を経て「中華人民共和国税関輸出監督管理倉庫登記登録証書」を発行し、運営を開始することができる。「中華人民共和国税関輸出監督管理倉庫登記登録証書」の有効期間は 3 年とする。

第三章 輸出監督管理倉庫の管理

第十四条 輸出監督管理倉庫は必ず専用倉庫が必要であり、倉庫の転貸、他人から転借しての経営を行ってはならず、分支倉庫を設置してはならない。

第十五条 税関は輸出監督管理倉庫に対するコンピューターネットワーク管理を実施する。

第十六条 税関は随時職員を派遣して輸出監督管理倉庫に進入して貨物の入、出、移転、保管情况及び関連帳簿、記録を検査することができる。

税関は輸出監督管理倉庫経営企業の立合いのもと共同で輸出監督管理倉庫を閉鎖する或いは直接職員を派遣して倉庫に駐在させ監督管理することができる。

第十七条 税関は輸出監督管理倉庫について実行する分類管理及び延期審査制度について、具体的方法は税関総署が別に制定する。

第十八条 輸出監督管理倉庫の経営企業責任者と輸出監督管理倉庫管理員は税関関連規定を熟知し遵守するとともに、税関の訓練・研修を受けなければならない。

第十九条 輸出監督管理倉庫の経営企業は、事実に基づき関連する証票、倉庫帳簿、真実の記録を記載し、また全面的にその業務活動と財務状況に反映させ、倉庫での月次の入、出、移転、保管情況表と年度財務会計報告書を作成し、定期的に主管税関に報告を提出しなければならない。

第二十条 輸出監督管理倉庫の経営企業は企業名称、登記資本、組織形式、法定代表人などの事項を変更する必要がある場合、変更前に直屬税関に書面報告を提出し、変更事項や変更理由、変更期日を説明しなければならない。変更後、主管税関は本弁法第九条の規定に基づきそれを新たに審査する。輸出監督管理倉庫の類型変更である場合は、本弁法第二章輸出監督管理倉庫の設立関連規定に基づき手続きを行う。

輸出監督管理倉庫の名称、住所、倉庫面積などの事項を変更する必要がある場合、直屬税関を通して批准を経なければならない。

第二十一条 輸出監督管理倉庫は下記の行為のうち一つがある場合、税関はその登記登録を取り消し、更に「輸出管理監督倉庫登記登録証書」を回収する。

- (一) 正当な理由がなく連続 6 ヶ月業務を展開しない場合
- (二) 正当な理由がなく期限が過ぎても延期審査の申請を行っていない、或いは延期審査で不合格であった場合
- (三) 倉庫経営企業が書面で輸出管理監督倉庫の類型変更申請をした場合
- (四) 倉庫経営企業が書面で輸出監督管理倉庫の保管業務を終止申請する場合
- (五) 倉庫経営企業が、本弁法第九条規定の条件を失った場合

第四章 輸出監督管理倉庫貨物の管理

第二十二条 輸出監督管理倉庫に保管する貨物の保管期限は 6 ヶ月とする。主管税関の同意を経て延長することができるが、延長期間は 6 ヶ月を超えてはならない。

貨物の保管期限が満期になる前、倉庫経営企業は貨物発送人或いはその代理人に通知し貨物の出国或いは輸入手続きを行わなければならない。

第二十三条 輸出監督管理倉庫に入庫保管する貨物は実質的な加工を行ってはならない。

主管税関の同意を通して、倉庫内において品質検査、級別分類、選別梱包、マーク・コード印刷、標識貼付、ラミネート(原文:「打膜」)、包装交換などの流通性付加価値サービスを行うことを許可する。

第二十四条 批准を経て入庫即時税額還付対策を受ける輸出監督管理倉庫に対して、税関は貨物の入庫通関完了後、輸出貨物通関票証明綴りを発行する。

入庫即時税額還付対策を受けない輸出監督管理倉庫に対して、税関は、貨物が実際に国境を離れた後に輸出貨物通関票証明綴りを発行する。

第二十五条 転入、転出側の所在地主管税関批准を経て、規定に基づく関連手続きを行った後は、輸出監督管理倉庫間、輸出監督管理倉庫と保税港区、保税区、輸出加工区、保税物流園区、保税物流センター、保税倉庫などの特殊監督管理区域、場所との間では、貨物の移動を許可する。

貨物の移動が輸出税額還付に関係する場合、国家関連規定に基づき手続きを行う。

第二十六条 輸出監督管理倉庫に入庫保管する輸出貨物が、国家の規定に基づき許可証の提出或いは輸出関税の納付を行わなければならない場合、貨物発送人或いはその代理人が許可証の提出或いは税金の納付を行わなければならない。

第二十七条 輸出貨物を輸出監督管理倉庫に入庫保管するとき、貨物発送人或いはその代理人は主管税関に申告しなければならない。貨物発送人或いはその代理人は税関規定に基づき関連票証を提出するほか、更に倉庫経営企業が記入した「輸出監督管理倉庫入庫リスト」(「付属 1」を参照)を提出しなければならない。

税関は通関入庫貨物の品種、数量、金額などについて審査、照合および登記を行う。

主管税関の批准を経て、小ロット、高頻度で入庫する貨物に対して、集中的に通関手続きを行うことを許可する。

第二十八条 貨物を出庫・輸出するとき、倉庫経営企業或いはその代理人は主管税関に申告しなければならない。倉庫経営企業或いはその代理人は税関規定に基づき関連票証を提出するほか、更に倉庫経営企業が記入した「輸出監督管理倉庫貨物出庫リスト」(「付属2」を参照)を提出しなければならない。

出庫貨物の出国港に倉庫主管税関がない場合、税関の批准を経て、港所在地の税関で関連手続きを行う、或いは主管税関で関連手続きを行うことも許可する。

第二十九条 輸出監督管理倉庫の貨物を輸入に転化する場合、税関の批准を経て、輸入貨物関連規定に基づき関連手続きを行わなければならない。

第三十条 すでに輸出監督管理倉庫に入庫保管したが品質などの原因により交換を要求する貨物は、倉庫所在地の主管税関の批准を経て、貨物を交換することができる。交換される貨物を出庫する前、交換貨物は先に入庫する必要がある、更にもとの貨物の商品コード、品名、規格型番、数量、価値などと同一でなければならない。

第三十一条 輸出監督管理倉庫の貨物は、特殊原因により確実に輸送返却、倉庫返却する必要がある場合、税関の批准を経て、関連規定に基づき関連手続きを行う。

第五章 法律責任

第三十二条 輸出監督管理倉庫で保管する貨物は保管期間で破損或いは消失した場合、不可抗力を除き、倉庫は法に基づき税関に破損、消失した貨物の税額を納付し、更にそれに対応する法律責任を負わなければならない。

第三十三条 企業は事実の隠蔽情況、虚偽資料を提供するなどの不正な手段で輸出監督管理倉庫設立の行政許可を取得した場合、税関は法に基づき撤回する。

第三十四条 輸出監督管理倉庫の経営企業は下記の行為のうち一つがある場合、税関はその改正を命ずる責任を負い、警告を与える、或いは1万元以下の罰金に処することができる。違法所得を得た場合、違法所得の3倍以下の罰金に処するが、最高3万元を超えてはならない。

- (一) 税関の批准を経ずに輸出監督管理倉庫に無断で非輸出監督管理倉庫貨物を保管した場合
- (二) 輸出監督管理倉庫貨物の管理が混乱し、帳簿項目が明確でない場合
- (三) 本弁法第十四条の規定に違反した場合
- (四) 経営事項に変更が発生したが、本弁法第二十条の規定に従って税関手続きを行わなかった場合。

第三十五条 本弁法に違反したその他の違法行為は、税関が『中華人民共和国税関法』、『中華人民共和国税関行政処罰实施条例』に基づき処理する。犯罪を構成している場合は、法に基づき刑事責任を追及する。

第六章 付則

第三十六条 輸出監督管理倉庫の経営企業は税関に事務場所や必要な事務条件を提供しなければならない。

第三十七条 本弁法は税関総署が解釈の責任を負う。

第三十八条 本弁法は2006年1月1日より施行する。1992年5月1日より実施している『中華人民共和国税関 輸出監督管理倉庫の暫定施行管理弁法』はこれと同時に廃止する。

付属 : [1. 輸出監督管理倉庫貨物入庫リスト](#) (中文)

[2. 輸出監督管理倉庫貨物出庫リスト](#) (中文)